

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式千六百株を含む）を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年五月二十一日

掲載頁 二二七頁（号外第一二二号）

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月八日

掲載頁 五十八頁（号外第二二五号）

令和八年七月二十二日

東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル三階

(甲) 株式会社サイバーガジェット

代表取締役 加藤 貴章

東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル三階

(乙) 株式会社サイバーガジェットホールディングス

代表取締役 染谷 和之

代表取締役 和之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月三日

掲載頁 六十四頁（号外第二六五号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十三日

掲載頁 一一二頁（号外第二八〇号）

令和八年七月二十二日

東京都千代田区神田駿河台一丁目五番地

(甲) 株式会社ツクリエ

代表取締役 鈴木 英樹

京都市中央区新町通三条上ル町頭町一一二番地

(乙) ティーエスアイ株式会社

代表取締役 熊谷 孝幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月十四日

掲載頁 八十六頁（号外第一五七号）

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月十四日

掲載頁 八十六頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十二日

東京都新宿区住吉町一番二〇号角張ビル五F

(甲) 株式会社スホ

代表取締役 田 昌錫

東京都新宿区住吉町一番二〇号角張ビル五F

(乙) 株式会社Miraku

代表取締役 田 昌錫

代表取締役 田 昌錫

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年十月一日を予定しております。

合併後存続する甲の資本金は二億七百六十五万円であり、資本金の額に増加はありません。

乙の株主に対する金銭等の割当はありません。

また、乙は、新株予約権を発行していません。

乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において一切変更なく甲に引き継がれます。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.nihonkyosai.com/>

(乙) <https://www.al-ssi.com>

令和八年七月二十二日

東京都千代田区神田猿樂町二丁目八番一六号平田ビル九階

(甲) 日本共済株式会社

代表取締役 松本 克己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.morinagamilk-sales.com/company/groupnotice>

(乙) <https://www.morinagamilk-sales.com/company/groupnotice>

令和八年七月二十二日

東京都港区芝浦三丁目一三番八号

(甲) 株式会社東日本トランスポート

代表取締役 鶴見 巖

新潟県新潟市北区新崎一一番一三三号

(乙) 株式会社新潟デイリーサービス

代表取締役 鶴見 巖

代表取締役 鶴見 巖

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両法人の総会の承認決議は令和八年三月二十日に終了しております。

なお、この合併については令和八年七月十四日付で京都市の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

京都市伏見区御香宮門前町一九八番地

御香ビル三F

(甲) 特定非営利活動法人京都ダンス振

興協会 理事 石川 賀久

大阪府中央区南久宝寺町二丁目二番一五

プランケットビル七〇二二号室

(乙) NPO法人西日本車いすダンスク

ラブ 理事 伊藤 勝示

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://hanayell.jp/>

(乙) <http://www.kitahio.jp>

令和八年七月二十二日

広島県山県郡北広島町有田一二三四番地

(甲) 一般社団法人北広島町まちづくり

会社はなえる

代表理事 箕野 博司

広島県山県郡北広島町有田一二二番地

(乙) 一般社団法人北広島町観光協会

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広

代表理事 堀田 高広